

第 1 9 回
太平洋広域漁業調整委員会
議事録

平成 2 5 年 1 1 月 6 日
水産庁

1. 開催日時

平成25年11月6日(水) 14:30～16:57

2. 開催場所

南青山会館大会議室

(東京都港区南青山5丁目7-10)

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 松岡 英二

【都道県海区互選委員】

北海道海区 川崎 一好

青森県東部海区 二本柳 勝

岩手海区 大井 誠治

宮城海区 畠山 喜勝

福島海区 佐藤 康徳

千葉海区 赤塚 誠一

東京海区 竹内 正一

神奈川海区 宮川 満

愛知海区 船越 茂雄

三重海区 掛橋 武

和歌山海区 木下 吉雄

徳島海区 中野 憲次

大分海区 平川 一春

宮崎海区 橋口 輝明

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 石田 洋一

漁業者代表 山田 洋二

漁業者代表 本間 新吉

漁業者代表	鈴木 廣志
漁業者代表	宮本英之介
学識経験者	山川 卓
学識経験者	高成田 享

4. 議題

(1) 広域資源管理の取組状況について

- ・マサバに関する取組について
- ・部会における取組について

(2) 伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する広域漁業調整委員会指示について

(3) 太平洋くろまぐろ漁業の承認制に関する広域漁業調整委員会指示について

(4) ブリ及びカタクチイワシの資源管理について

(5) その他

4. 閉 会

○事務局（城崎）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第19回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち、茨城県の別井委員、静岡県宮原委員、高知県の和田委員、愛媛県の佐々木委員、そして、農林水産大臣選任の委員であります清家委員が事情やむを得ずご欠席となっております。また、徳島県、中野委員、ちょっと今遅れておりました、まだご参加しておりませんが、委員定数28名のうち、定足数であります過半数を超えておりますので、漁業法第114条にて準用いたします同法第101条の規定に基づきまして、本委員会は成立していることをまずご報告申し上げます。

それでは、松岡会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○松岡会長

松岡でございます。

委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日大変お忙しい中をこの第19回太平洋広域漁業調整委員会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、水産庁からは枝元資源管理部長さん、長谷審議官、熊谷管理課長、内海漁業調整課長、加藤資源管理推進室長、また、独立行政法人水産総合研究センターからは中央水産研究所資源管理センターの大関資源管理センター長ほか多数の方々にご臨席をいただいております。まことにありがとうございます。

当委員会の対象海域でございますけれども、皆様ご承知のとおり、いまだに多くの問題を抱えております。東日本大震災から2年半が経過しておりまして、復旧・復興に向けて、多くの方々が努力されておりますけれども、いまだ道半ばの状況でございます。一刻も早い復興のために国を含めまして関係諸機関のなご一層のご尽力をお願いしたい、かように考えておるわけでございます。

さて、本日の委員会でございますけれども、本委員会が広域対象資源の対象としておりますマサバ資源につきましては、最近幾つかの明るい兆しが見られるという報告も聞かれております。

関係します皆様方のご努力の結果が現れてきているものと考えられるわけでございますけれども、さらに一層この資源を大事に育てていく必要があるのではないか、かように考

えておるわけでございます。

一方で、本日ご審議をいただきます太平洋のクロマグロ資源につきましては、大きく資源が減少しているという報告が前回の委員会で行われました。この資源は、国際的な資源管理を踏まえた対応が求められておるわけでございますし、また、関係します漁業者も大変多く、その資源管理は大変難しいものが想定されるわけでございますけれども、適切な対応が今問われているところでございます。

このほか、本日はご審議いただく多くの議題が予定されておりますので、委員の皆様から活発なご意見をいただきながら円滑な議事の運営に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、座りまして議事の進行を進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、本日は水産庁から枝元資源管理部長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○枝元部長

水産庁の枝元でございます。ご苦勞さまでございます。

第19回の太平洋広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方、ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。また、日ごろより資源管理、漁業調整などの課題にご尽力を賜りまして、改めて厚く御礼を申し上げたいと思っております。

本日は、都道府県の海区互選委員の皆様におかれては、新しい任期が始まった最初の委員会ということになります。また、このたび新たに就任された委員の方々もいらっしゃいますが、今後ともどうぞよろしくご指導いただきたいと思います。

広域漁業調整委員会、都道府県の区域を越えて分布・回遊する資源の管理を目的といたしまして、平成13年に設置をされました。従来、この委員会でご意見をちょうだいしておりました資源回復計画の取り組みは、平成23年度に導入されました資源管理指針・計画体制に移行いたしましたけれども、引き続き、各都道府県の漁業者の連携、協力のもとで資源回復の取り組みを進展させていく必要があると考えてございます。

本日は資源回復計画のその後のフォローアップとともに国際的な管理が進められております太平洋のクロマグロや、広域に分布いたします魚種であるブリやカタクチイワシの資源管理のあり方につきましてもご議論いただく予定でございます。この委員会の役割、ま

すます重要なものになっていると考えております。

また、松岡会長からも言及がございましたけれども、本日、水産物の放射性物質の現状につきましても委員会の中でご報告をさせていただきたいと思っております。

水産庁といたしましては、震災からの復興に向けて、引き続き、被災者の皆様方とともに歩んでまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、各部会からの引き続きの会議ということでお疲れと思いますが、ぜひ、活発なご意見をいただきまして、私ども皆様方のご意見も踏まえまして、資源の回復、管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○松岡会長

枝元部長さん、大変ありがとうございました。

それでは、続きまして、配付資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（城崎）

それでは、私から配付資料の確認をさせていただきます。

まず、配付資料としましては、議事次第、そして、委員さんの名簿、配席図、そして、出席者名簿でございます。

また、本日の委員会でご説明差し上げます資料が1から9番までございます。

順に確認をいたしますと、資料1番は広域種の「資源管理の取組状況」、一枚紙のもの。

資料2-1がサバの「ダイジェスト版」、資料2-2が「マサバ太平洋系群の広域資源管理」の一枚紙、資料2-3が同じく「マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況」という一枚紙、資料2-4、横置きでございますけれども、裏表にグラフが書いてある「漁獲物の年齢組成」、これもサバの関係でございます。

そして、資料の3番といたしまして、沖合性カレイ類の広域資源に関する資料、資料の4番としまして、「伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する広域漁業調整委員会指示」の件、資料5-1としまして、クロマグロの関係のWCPFC、中西部太平洋まぐろ類委員会の結果の概要のものが1つ、資料5-2といたしまして、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制導入について」の一枚紙、そして資料5-2-1と5-2-2が承認制に係る委員会指示でございます。

資料6-1、こちらは横置きでブリの写真がついております、ブリについての資料。資

料6-2がカタクチイワシの写真がついております横置きの資料でございます。

そして、資料7が資源管理指針等に関する資料としまして一枚紙でございます。

資料8といたしまして、「平成26年の概算要求」の資料が1つ、最後に資料の9番といたしまして、「水産物の放射性物質調査」の現状についての資料があります。

以上の1から9までの資料が本日の配付資料となっております。

以上、不足等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。また、落丁等ありますれば、説明の最中でも構いませんので、何なりと事務局までお申しつけくださいませ。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

皆様、資料はよろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきますけれども、最初に、後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。

これにつきましては、本委員会の規程第12条によりまして、私から指名させていただくことになっております。僭越でございますけれども、指名させていただきます。

都道府県海区互選委員からは三重県の掛橋委員、農林水産大臣選任委員からは宮本委員、お二方に本日の委員会にかかわります議事録署名人をお願いしたいと思います。お二人の委員の方、よろしく願いいたします。

それでは、今年は海区互選委員の改選期に当たっております。本委員会におきましても、6名の委員が交代されております。新たな体制になったということもございますので、委員の皆様を事務局からご紹介させていただきたいと思っております。

事務局、よろしく願いします。

○事務局（城崎）

それでは、北から順にご紹介させていただきます。

まず、北海道の川崎一好委員です。

○川崎委員

よろしく願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、青森県の二本柳勝委員でございます。

○二本柳委員

二本柳です。よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、岩手県の大井誠治委員です。

○大井委員

お願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、宮城県の高山喜勝委員です。

○高山委員

どうぞよろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、福島県の佐藤康徳委員です。

○佐藤委員

佐藤です。よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、千葉県の赤塚誠一委員です。

○赤塚委員

よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、東京都の竹内正一委員です。

○竹内委員

よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、神奈川県の高川満委員です。

○高川委員

よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、愛知県の船越茂雄委員です。

○船越委員

よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、三重県の掛橋武委員です。

○掛橋委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、和歌山県の木下吉雄委員です。

○木下委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、徳島県の中野憲次委員です。

○中野委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、大分県の平川一春委員です。

○平川委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、宮崎県の橋口輝明委員です。

○橋口委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

ここからは大臣選任の方々になりますけれども、野崎哲委員です。

○野崎委員

野崎です。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、石田洋一委員です。

○石田委員

石田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、山田洋二委員です。

○山田委員

山田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、本間新吉委員です。

○本間委員

本間です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、鈴木廣志委員です。

○鈴木委員

鈴木です。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、宮本英之介委員です。

○宮本委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

ここからは学識経験者になりますけれども、山川卓委員です。

○山川委員

山川です。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、高成田亨委員です。

○高成田委員

高成田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

最後に、会長であります松岡英二委員です。

○松岡会長

松岡でございます。

○事務局（城崎）

以上、23名の委員の皆様方に本日ご出席をいただいております。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、早速議題1に移らせていただきます。

「広域資源管理の取組状況について」という議題1に入らせていただきます。

まず、水産総合研究センター中央水産研究所資源管理研究センターの大関センター長から資源の状況についてご説明をいただきまして、続いて、事務局から広域資源管理の取り組みについて説明をお願いしたいと思います。

それでは、大関センター長、よろしくお願いいたします。

○大関センター長

中央水産研究所の大関でございます。座って説明させていただきます。

お手元の資料2-1をご覧ください。マサバ太平洋系群につきましては、冒頭、松岡会長からのご挨拶にもございましたように、皆様方の2003年資源回復計画以来のご努力によりまして、資源が非常に好転しているということで、私もここでご説明できるということを感じております。

早速でございますけれども、生物学的特性については皆さんよくご案内のとおりでございますので省略させていただきますけれども、捕食者にヒゲクジラと書いてございますが、2012年は我が国のクジラの捕獲調査結果の中で、ミンククジラの胃からここ数年見られなかったマサバが見られるようになるということで、資源の好転を生態系全体が反映しているということが確認されております。

漁業の特徴につきましては、ここに記述いたしましたとおりでございます。

漁獲の動向につきましては、一番下の図がございますけれども、2004年から2008年というところで小さい山が出てきてまいりまして、その後、若干少なくなっておりますけれども、この部分は、細かいグラフですけれども、この赤い折れ線を見ていただくとわかりますように、漁獲努力量が若干低下しているということを反映して、低目に推移しているという状態でございます。

次のページに移ってください。

次のページ、グラフの上の段をご覧くださいと思いますけれども、黒い丸が資源量の推移を表わしています。2009年ぐらいから増加傾向にありまして、2013年はポンと高く飛び出た数字が出ております。

マサバの太平洋系群は資源量ではなくて親魚量で水準を判定するということを行っております。その判定の基準となりますBlimitが、次のページの上の方に数字で書いてあるん

ですけれども、45万トン。この45万トンを親魚量が切ってしまうと何らかの措置をとらねばいけないという、そういう水準でございますけれども、その水準を2012年は上回っております、親魚が47万トンいるということになりますので、中位水準ということにしてございます。さらに、はじめのグラフに戻りますけれども、資源が増加傾向ということで中位・増加ということになっております。

本来でありますれば、その黒丸の一番最後のポンと飛んでいる点は来年度の評価票で記載されるべき点でございますけれども、2013年につきましては、春先の調査で非常に沢山いるということがわかっております。

さらに、先般、9月、10月に行われました当水産研究所の調査でもかなりたくさんの中位魚がいるということがわかりまして、先々週ですか、銚子で行われたシンポジウムで当所の川端グループ長が発表したのも、新聞にも載ったというところでございます。こういうぐあいに、資源が非常に増加傾向にあるということでございます。

そこで、管理方策といたしまして3つの方策を提案しております、現状のままですら獲っていった場合どうなるかという数字、現状の親魚量を維持する、それから、その中間に当たります現状の親魚量を安定的に維持する、この3つの方策を資源評価結果から提案させていただきました。

次のページの下側に4つグラフが並んでいるのを見ていただきたいと思いますが、これはそれぞれのABCで獲っていった場合に親魚の量がどう変化するかということの不確実性を考慮して変動の幅を合わせて示したものでございます。

一番右下の親魚量を今のままで維持するというをやりますと、確かに平均の黒い数字は今のままで維持されるんですけども、場合によっては非常に低いところになってしまうということもございます。

それに対して、それに0.8を掛けた数字、下の左側の図ですけども、それですと、平均値は上向きになって、大体その下の方の10%の水準が今の親魚量を維持するということに当たるということがおわかりいただけるかと思っております。

当方としては、このような数字を提案して資源評価結果というふうにしたわけですが、補足いたしまして、獲れているものの組成等について若干ご説明いたします。

資料2-4をご覧ください。

先ほど、2003年来資源回復計画によりまして資源が回復してきたというふうに申し上げましたが、それ以前に強い漁獲圧で資源を非常に壊滅的にとったということがあったのは

ご記憶に新しいかと思えます。

2004年のところに黄色い色がついておりますけれども、2004年に卓越年級が発生いたしました。これをその次の年の青のポツポツ、さらに2006年の白抜きの青のポツポツといったぐあいに、0歳、1歳、2歳、3歳というふうに大事に温存して獲っていくということが2004年級にはできましたし、その後、2007年級につきましても、同様に、2007年、8年、9年というように獲り残して大事に育てていくということができてきたわけです。同様なことは2009年でも同じであります。

今年、2013年が非常な卓越であるということがほぼ確定でありますので、これからは資源が増えてくるというような状況になろうかというふうに我々は考えているところでございます。

それから、その裏にまいりまして、これは昨年この会議で宮川委員からたもすくいについてご指摘をいただきまして、その結果、我々はたもすくいの結果についても使っていますというふうにお答えしたんですけれども、どのように使っているかをお見せした方がよろしいかなと思ってお持ちしたものです。

これは、伊豆諸島周辺海域でたもすくい一人1時間当たりの漁獲量というものを親魚量を推定するためのパラメーターとして使っている結果を示しております。

青線が資源評価の計算から得られました親魚量、それに対して、たもすくい漁業におけますCPUというのをご覧いただけますように、非常にいい関係があります。この関係を用いまして、親魚がどのぐらいいるかというような判定に使わせていただいているということを補足的に申し上げます。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまの資源の状況についての説明について、何かご質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

木下委員、お願いいたします。

○木下委員

質問というよりお願いかもわからんけれども、今、資源が回復しつつあるという話ですが、我々の紀伊水道では今年も寂しい状態でした。それで、県の水産試験場の人に聞くと、やっぱり、底を脱してこれから資源が増えてくるやろうと期待している。ただ、小型魚の

保護も重ねて行っていただきたいという、これは希望です。

○松岡会長

どうもありがとうございます。

後ほどまた資源管理の状況の説明がございますので、そのときにでも改めて事務局から説明をお願いしたいと思います。

そのほか、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次にマサバの広域資源管理の状況について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○事務局（城崎）

それでは、私から資料2-2と2-3についてご説明差し上げます。

過去に未成魚を多く獲ってしまったことについて、その後、資源回復計画が実施されて、その中で、2004年、2007年、2009年の卓越年級群を獲り控えることで、その結果、資源の増大傾向になったということにつきましては、今、大関センター長からもご紹介があったところであります。

また、親魚の量を45万トン以上の水準にするという目標につきまして、2012年の親魚量が47万トンというように評価されておりまして、これには一つの目標の目途を達成したのではないかなとは思っております。

ただし、今、木下委員からご紹介があったように、ここで気を緩めることなく現在の資源の増大傾向をより確かなものとするための取り組みを引き続きやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

そして、この取り組みにかかわる漁業種類としましては、資料2-2の2番目に（1）、（2）で、大臣管理漁業であります大中型まき網漁業ですとか、都道府県知事管理漁業の各種漁業がここに書いてございます。

そして、この3ポツの「資源管理の方向性」というところの3行目の後半ぐらいからなんですけれども、卓越年級群を中心とした未成魚の保護に図るということとしております。

具体的には、太平洋北部水域の大中型まき網漁業による漁獲努力量の削減は休漁などによって取り組む、実施するということとしております。

そして、資料2-3、こちらには現在の取り組みが示されてございます。

まず、大中型まき網漁業におきましては、(1)にありますとおり、毎月4日以上のお休漁を実施しているということでございます。このほかに、別途マサバ太平洋系群管理方策というのを作りまして、臨時休漁などの措置に取り組んできているところでございます。

裏面をめくっていただきますと、マサバにかかわる沿岸漁業ですとか、都道府県知事の管理されている漁業につきまして、さまざまな資源管理の取り組みがあるということをもとめてございます。

このような取り組みをサポートする仕組みといたしまして、また、資料2-2のほうに戻ってほしいんですけども、この資料の裏面に青いフローチャートが書いてございます。ここには水産庁、都道府県、研究機関による行政・研究担当者会議というものを開催してきており、引き続き行政と漁業者が一体となった資源管理を進めていくという、そういう方針で臨んでいるところでございます。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまのマサバ広域資源管理の状況についての説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

赤塚委員、お願いします。

○赤塚委員

千葉県の赤塚です。

マサバについて、資源の状態ですとか、資源の管理のお話を聞きました。

親魚量が45万トンを超えていい状態になったということはまことにいいことだと思いますが、これは安定的に今後確保していくということが最も大事なことだと思います。

それで、こういう状態を余り楽観し過ぎないで、今後とも未成魚をとり過ぎないというような資源管理措置が今後とも必要だ、ご説明のとおりだと思います。

それと、もう一つ、親魚ですけれども、親魚ももちろんとり過ぎてはいけないということで、そういう意味から、最近、サバの資源管理でいうと、とかく北部太平洋のことを議論されがちですけれども、最近、中部太平洋海区で近年になくサバが上がっているというふうにお聞きしますので、そちらの方にも注目をする必要があるんじゃないかなというふうに考えます。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございます。

今の状況、余り楽観し過ぎないようにというご指摘もございましたけれども、事務局、何かございますか。

○加藤室長

今のご意見のとおりだと思っております。

中部太平洋におきますサバの漁獲につきましても、我々、関係漁業者の方と今後も協議を進めて、今、ご意見のありました親魚にも今後も努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございました。

そのほか何かございますでしょうか。

高成田委員。

○高成田委員

先ほどの資料で、2-4の説明のところ、0歳魚ではなくて、生育魚を大事に獲っているというご説明があったんですけども、ちょっとグラフを見たときに卓越年のところの0歳魚の比率というのがそう変わっていないように思うんですけども、ここは先ほどの説明の中で大事に獲っているというのはどういうことを読んだらいいのでしょうか。

○松岡会長

それでは、大関センター長、お願いします。

○大関センター長

重要なのはこの黄色の、例えば、2004年の黄色の比率ではなくて、その次の年とその次の年、2005年の1歳、2006年の2歳というものが非常に高い比率のまま推移するかというところが重要なわけです。

未成魚のまま獲り過ぎてしまいますと、例えば、2004年、たくさんいても、2005年の1歳魚、つまり、青がそれほど多くない。さらに2006年の青のポツポツ、つまり、2歳魚がそれほど多くない、こういうことが過去に起こったわけです。

そういうことがなく、1歳魚、2歳魚、3歳魚というものが順調に生き残っているということがこの漁獲のグラフから見られるということが非常に重要だと私は考えておりま

す。

○松岡会長

ありがとうございます。

高成田委員、よろしゅうございますか。

○高成田委員

わかりました。

そうすると、この卓越年度の数字が2004、2007、2009とだんだん減っているんですけども、これはもう全くどうなるかという見通しはわからないということですか。つまり、この資源管理の面で、卓越年の上下の違いが出てきていることではないというふうに理解していいわけですね。

○松岡会長

大関センター長、よろしいですか。

そのほか何かご質問等、ございますでしょうか。

宮川委員、お願いします。

○宮川委員

せっかくここまで資源が回復してきたもんで、この先壊れないようにT A Cを上手に利用してきちっとやっていっていただきたいと思います。

○松岡会長

ありがとうございます。

事務局、何かコメントございますか。

○加藤室長

T A Cにつきましては、A B Cを基本に現在設定をしております。また、そのT A Cをどのように活用していくかということにつきましても、今後も関係業界といろいろ協議をしながら進めさせていただきます。

○松岡会長

ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議題1の2の「部会における取組に」つきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○事務局（城崎）

本委員会に置かれております2つの南北の部会につきましては、事務規程におきまして、それぞれの部会での調査・審議の結果を本委員会に報告するというようになっております。つきましては、ごく簡単でございますけれども、ご報告いたします。

まず、資料の1番をご用意いただきたいと思います。この資料の1番には1から17まで事項が書いておりまして、これが今現在の3つの広域漁業調整委員会に託されている議題でございます。このうちの2番から6番、これが太平洋の広調委の部分でございます、この3番が今この本委員会の直接かかわっているものでございます。

そして、本日の午前10時から開催されました南部会では4番目の太平洋南部のキンメダイ、そして、5番目の伊勢湾・三河湾小型機船底曳網漁業の対象魚種について、それと6番目の伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理の取り組みについて状況が報告されてございます。

このうち、イカナゴにつきましては、資源保護のための委員会指示を引き続き発出すべきであるという判断に至ったところ、これは後の議題になりますけれども、委員会指示の発出についてご議論いただく予定にしております。

また、本日この本委員会の前に開催されました北部会では、2番の太平洋北部沖合性カレイ類について議論がされております。また、この表には掲載されておられませんけれども、陸奥湾のマダラの資源管理についても情報交換が行われております。

そして、資料の3番をご覧いただきたいのですが、先ほど申し上げた沖合性カレイ類につきましては、宮城県の沖合に保護区Ⅲというものが設置されてございます。この資料を1枚めくっていただきますと、保護区Ⅲの海図があらうかと思えます。この保護区Ⅲというところにつきましては、宮城県の沖合底曳網漁業が福島県以南水域での操業ができないという事情に配慮いたしまして、福島県以南水域での操業が再開されるまでの間、この保護区Ⅲを開放するというところとなつたところでございます。

以上、簡単ですけれども、部会での取り組みについてご報告いたしました。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思えます。いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題（２）でございます。「伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する広域漁業調整委員会指示について」ということでございます。

事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（城崎）

それでは、資料４に基づきましてご説明いたします。

今ご紹介した部会での取り組みとも関係をするんですけれども、イカナゴにつきましては、漁獲努力量の削減措置の実効性を確保するために資源状況ですとか操業状況に機動的に対応できるようにということで、操業終漁日を設定できるとするような委員会指示を毎年発出してきております。

具体的には、委員会の会長がイカナゴの残存資源尾数、親魚の数が20億尾を下回ると認められる日を定めまして、その日から遅延なく11月30日までの間にイカナゴの採捕を目的とする操業を禁止するということを関係漁業者に通知をするということ、また、関係漁業者はその間はイカナゴの採捕を目的とした操業を行わないということとしております。

委員会指示の案文につきましては、1枚めくっていただいた裏面に縦書きで書いてございますけれども、現在の委員会指示の有効期間が本年12月31日をもって切れますものから、改めて、平成26年1月1日から平成26年の12月31日までの委員会指示を出したい、このような提案でございます。

以上につきまして、午前中の南部会では妥当と判断したところですが、本委員会において委員会指示の発出についてご議論をお願いする次第でございます。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまの委員会指示に関します説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

特にございませんでしょうか。

この委員会指示は従前から関係者の皆様方のご議論をずっと踏まえて毎年お諮りしている内容でございます。先ほど、委員会指示の内容がございましたけれども、有効期間の変更ということでございます。

特段ご意見、ございませんですか。

それでは、本委員会としまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第15号を原案どおり発動することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○松岡会長

ありがとうございます。

なお、今後の事務手続上において部分的な修正、文言の修正等ありました場合につきましては、会長に一任させていただきたいと思いますが、これにつきましてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○松岡会長

ありがとうございます。

それでは、事務局はこの委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題3でございます。「太平洋くろまぐろ漁業の承認制に関します広域漁業調整委員会指示について」でございます。

これにつきましては、太平洋クロマグロに関する資源状況、それから国際情勢につきまして、水産庁の資源管理部漁業調整課の神谷首席漁業調整官から説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（神谷）

水産庁漁業調整課の神谷でございます。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

私からは、国際機関におきます資源評価の状況と管理に関する議論について説明させていただきます。

お手元の資料5-1でございますが、7ページをお開きください。

7ページの上段の表になりますけれども、今年の7月にWCPFCの科学委員会が開催されまして、そこで太平洋クロマグロにつきましては3つの指摘と2つの勧告がなされております。

具体的には、親魚資源量は過去最低水準まで低下している。2012年におきます0歳魚の低漁獲というのは加入、これは具体的には0歳魚の発生という意味でございますが、発生が非常に低下していることを示唆している。つまり、資源量が減少し、過去最低水準を割り込む危険性が非常に高くなったという指摘を受けまして、具体的には、漁獲死亡率、特に未成魚のさらなる削減が必要であるという点と、発生の傾向を迅速に把握するためのモニタリングの強化が強く推奨されるという2つの助言がなされております。

お手元の資料の一番最初のページに戻っていただきますが、この勧告を受けまして、9月に開催されましたWCPFCの北小委員会では、2012年に採択されました保存管理措置の見直しの議論が行われました。アンダーラインを引いた部分や取り消しラインが引かれたところが議論の結果変更された点でございます。

北委員会での結果を受けまして、この内容が本会議に送付されております。

本年12月に豪州で第10回年次会合が開催されますが、これがここで採択されましたならば、この内容におきまして、来年の2月から効力を発効するということになります。

具体的な内容でございますが、特に第2段落になりますが、加盟国です、CCMと書いておりますが、加盟国は、北の水域におきましては太平洋クロマグロを漁獲する自国漁船の総漁獲努力量を2002-2004年の平均水準よりも低い水準に維持することを確保しなければならない。ここでは「零細漁業を除く」という適用除外規定がございましたが、これが除去されております。

次の段落でございますが、第2段落は漁獲量に関するものでございますが、0から3歳の30キロ未満の全ての未成魚の漁獲量を2002-2004年の平均水準よりも大きく減らす措置を各国はとらなければならないということも決定されております。大きく減らすというところに星印がついておりますが、文末の脚注にございますように、15%ほどの削減を求められております。

この部分は、韓国が留保を今のところ付しております。我々といたしましては、12月の本会議において韓国が留保を撤回するように努めておるところでございます。

第3パラでございますが、ここは未成魚の加入状況をモニターして、その迅速な結果を得るための措置を講ずる。特に極端な加入の落ち込みが想定される場合には緊急措置を定めるということを決意するということを決定しております。

パラ4でございますが、ここは保存管理措置に違反して流通することがないように、各国が必要な措置を講ずるというものが挿入されております。

パラ5に関しましては、パラ4に関連いたしまして、国際貿易の間で違法な漁獲物が流通しないように、漁獲統計証明制度の設立のために今から協力するということが盛り込まれております。

パラ9でございますが、来年2月に再度資源評価が行われます。ここの評価結果を受けまして、未成魚についてはさらに大幅な削減を行うということを北委員会では合意した次第でございます。

それで、今回の承認制との関連でございますが、第2パラの「零細漁業を除く」という部分を削除しております。これによりまして、零細漁業を含む全ての漁業について、日本として総漁獲努力量を2002-2004年の平均水準よりも低い水準に維持することを求められることになったという関連が生じます。

以上が資源の状況と国際機関に関する保存管理の状況でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいま太平洋クロマグロに関する資源状況、国際情勢についてご説明があったわけでございますけれども、ご質問、ご意見等ありましたらお受けしたいと思っております。

いかがでございましょうか。

特にございませんか。

赤塚委員、お願いします。

○赤塚委員

状況は、お話はよく理解しましたけれども、前回、第18回のこの会議で、何人かの委員さんからの発言があったと思うんですけれども、いろいろ懸念される問題があるということで、1つには、沿岸漁業者が前浜に来た資源について、短期間であっても制約を受ける、非常に経営的にどうだというような、そういう問題ですね、こういう措置を受け入れざるを得ない、受け入れればですね。

これから委員会指示ということで、この委員会が指示を出してこういう措置をやっていくわけですから、その指示を受け入れるというか、指示が出されればそういうふうになる。それを受け入れれば前浜の資源に制約、回遊してくる資源を獲ることに對して制約を受けると同時に、沿岸漁業者、零細な沿岸漁業者、それから漁業組合の事務的な負担を強いられるといいますか、かなり重くなるというような問題もある。

それから、その委員会指示が、ちょっとまだご説明がないですけれども、遊漁船の問題

もたしか前回で懸念される問題として出されたと思います。

それに対して水産庁は本委員会の皆さんにこれを理解していただいて、指示を出していただくためには、地元の関係者や漁業者の理解を得ることが必要だというような旨のご発言があったと思います。

今後、浜に行って説明をして、半年をかけて丁寧に準備を進めていきたいという、たしか答弁だったと思います。

水産庁さんは、その後、この答弁に即してどこに出向いて、どのような説明をし、説明は大体わかりますけれども、どのような意見をもらって、それにどう対応してきたのか、この半年間の。そこをお伺いできればというふうに思います。

○松岡会長

ありがとうございます。

確かに今赤塚委員ご指摘にありました、前回の委員会でそのようなご懸念が委員の中から出たことは事実でございまして、そのとき、水産庁さんからは浜に回ってそういう懸念がないようにできるだけ説明をして回るというお話がございました。

その辺をちょっと事務局からご説明いただければありがたいんですけども、よろしくお願いします。

○加藤室長

ただいまのご意見についてご説明いたします。

前回のこの広域漁業調整委員会のときに、今、委員に言って頂いたようなご意見を頂きました。

その後、我々は各浜の漁業者の方々に丁寧に説明をしてご理解を得るという作業を進めてまいりました。その結果、この後に説明させていただきます委員会指示の案を創り上げてきたわけでございます。

まず第1段階としましては、各県の担当の方にそれぞれブロックでご説明をし、その後、実際に現場にも赴きまして、現在のクロマグロの資源の状況、今後、日本として行うべき方向性というものを丁寧に説明をさせていただいたつもりでございます。

それともう一点、遊漁船のことについても各地区の説明会の中でも様々なご意見がございました。それを持ち帰りまして、既に遊漁船の状況につきましましては、実態把握調査に手をつけております。だいぶ前にも1回調査をした実績がありますが、太平洋クロマグロに限定していなかった部分もございました。

今回は遊漁船がどの程度太平洋クロマグロを漁獲しているかというような調査に着手し、今後、取りまとめたいと思っております。また、その結果につきましては、この広域漁業調整委員会の場でご報告をしたいと思っております。

それから、沿岸漁業者の方々の漁獲に対しての制約ということでございます。

この後、指示案文の中でご説明する予定でしたが、基本的に今回の承認制といいますのは、現在までの届出制から承認という形に切りかえるということでございます。

その中では、漁獲量の制約はこの指示文の中にはもちろん入っておりません。まずは国際機関の中でどのような管理をされるかというのが今後の議論ということだと思います。

ただ、一方で、先ほど神谷からご説明申し上げましたが、零細漁業も含めて責任ある国として管理をしていかなければいけないという状況になっております。そういう意味で、隻数を管理できる体制をこの委員会指示の中で開始をさせていただきたいというように思っているところでございます。

それから、加えて事務的な負担についてもご質問がございました。これにつきましても、今、届出制で全国で1万3,000隻余りの漁業者から届出をいただいております。その方々はほとんど今回の承認制に申請されると思いますが、その際には事務負担が少ないように、現在の届出とほぼ同様の手続を考えております。また、詳しくは指示文の中でご説明をさせていただければと思います。

○松岡会長

ありがとうございます。

赤塚委員、今の説明でよろしゅうございますでしょうか。

○赤塚委員

ありがとうございました。

千葉県には、ちなみにおいでにならなかったのでしょうか、ちょっとよくわからないんですが。

○松岡会長

事務局、お願いします。

○加藤室長

県庁さんにご相談をして、直接現場には当方としては行っておりませんが、県のほうと十分相談はさせていただきました。

○赤塚委員

わかりました。

もう一点、よろしいですか。

○松岡会長

赤塚委員、お願いします。

○赤塚委員

前回の委員会で太平洋クロマグロの92.6%が0歳から1歳魚が占めているというご説明があつて、このうち、西日本のまき網で3,500から4,500トン、それから、西日本の曳き縄で1,000トンから3,000トン漁獲されているというようなご説明がありましたが、そのうち、養殖向けがどの程度あるのかというのは、おわかりになれば教えていただきたいんですが。

○松岡会長

事務局、お願いします。

○事務局（神谷）

お手元の資料の6ページの上の段の右でございますけれども、養殖用種苗は主に曳き縄で漁獲されております。これの曳き縄の年別の漁獲のグラフのうちの2000年以降の赤い部分が見えますが、これが養殖用向け種苗の漁獲尾数でございます。

具体的な尾数といたしましては、若干年変動がございますけれども、これはお手元の資料の12ページの下グラフ、参考でございます、クロマグロ養殖の現状のところの左上の棒グラフでございますが、天然種苗が昨年は20万6,000尾、おとしは53万9,000尾が漁獲されております。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございます。

赤塚委員、よろしゅうございますか。

○赤塚委員

ありがとうございます。

種苗としてはほとんど曳き縄で、まき網はないと理解してよろしいでしょうか。

○事務局（神谷）

今の時点ではほとんどが曳き縄による漁獲でございます。

○赤塚委員

ありがとうございました。

○松岡会長

それでは、その他の委員の方で何かご質問等ございますでしょうか。

畠山委員、お願いします。

○畠山委員

規制とかいろんなものはいいんですけれども、ここを見ると、「韓国を除き」となっているんですね。韓国は、これ、可能性としてはどうなんですか、入る可能性、サインする可能性は。

○松岡会長

神谷さん、お願いします。

○事務局（神谷）

今年の12月に向けて、とにかく一生懸命努力していきたいと思っております。

いずれにしても、韓国政府もクロマグロの状況が悪いというのはかなり認識しておりますし、国際世論も高まっております。とにかく、12月に向けて一生懸命努力していきたいと思っております。

以上です。

○松岡会長

畠山委員。

○畠山委員

よくあるんですけれども、日本が先走りし過ぎて、非常に行政の方々、優秀な方々が多いんで、バランスをすごく考えながらやられているというのが、結構今までの漁業交渉は多かったと思うんですけれども、韓国が入らないと、結局、韓国と日本が一番獲っているわけでしょう。韓国が入らないと、この規制が日本だけにかかってくる可能性があるんで、非常に心配なんで、その分は、ぜひ、韓国を引き込んでやる体制を獲っていった方がいいんじゃないかなと思いますけれども、努力を、ぜひ、努力していただきたいと思います。

○松岡会長

ただいまの畠山委員のご意見を受けながら水産庁にも頑張っていただくということでもよろしゅうございますか。

そのほかの委員の方々、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次の説明にも関連いたしますので、何かありましたら、またお願いしたいと

思います。

それでは、引き続きまして、太平洋クロマグロ漁業に関する広域漁業調整委員会の委員会指示の概要について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○事務局（城崎）

それでは、私から、まず、今の神谷から話がありました資料5-1の11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページの上部には沿岸漁業の管理ということで、上には現在の届出制の実態が書いてございます。届出制では、今年の5月現在で1万3,000余隻の船が登録されているという状況でございます。

そして、下の表にいきますと、右側に沿岸クロマグロ漁業の実態把握と書いてございます。これは届出制によって各年の届出の実態、漁獲量ですとか漁法、水揚げ場所、そういう漁業の実態把握ができたというのが今の現状でございます。

それをこれからは、4月1日以降は承認制に移行させて、クロマグロ漁業の管理体制を強化するというので、これまで委員会指示の検討をしてきたわけでございます。

続きまして、資料5-2の一枚紙に基づいてお話をしたいと思います。

まず、前段の趣旨につきましては、今、神谷から話があったとおりでございます。

そして、今回、資料としてお示ししているのは、この一枚紙と2種類の委員会指示の案文でございます。ここの一枚紙の上の方、2ポツに枠組みということで太平洋広域漁業調整委員会指示第17号というふうに白抜きで書いてございます。もう一つ、下の方の3ポツのところ、現在の届出制との関係ということで、第16号というふうに白抜きで書いてございます。

この2つの委員会指示を今回ご審議いただきたいというふうに思っておりまして、まず、下の第16号からご説明をしていきたいというふうに思います。

ご案内のとおり、本年12月31日までは現在の届出制が有効期間となっておりますけれども、承認制が開始されるまでの間、すなわち、来年の1月1日から3月31日までの間は引き続き届出制となりますので、そのための委員会指示が必要となるということでございます。

ただし、現在、今の委員会指示に基づいて届出をされている方につきましては、この16号につきましては、届出をしていることとみなすというふうにしまして、二度手間になる

ことがないよう手続の簡略化を図ったところでございます。

これにつきましては、横置きの資料、資料5-2-1番、1ページめくっていただきますと、一番最後のところに5の「特例」という記載がございます。この5の特例の(1)というところが、今現在届出をされている方につきましては、この16号の届出を二度手間ですることはありませんよと書いた規定でございます。

この届出につきましては、この特例の箇所以外、対象漁業ですとか、届出の方法ですとか、あと、漁獲実績の報告書、これにつきましては、現在の届出制の委員会指示と変更がない、同様となっております。

なお、現在届出をされていない方で1月1日から3月31日までの間に新たに沿岸クロマグロを目的とする漁業をしたいという方につきましては、この16号に基づく届出が必要ということになります。

次に、承認制を定めます第17号について一枚紙を中心にご説明していきたいというふうに思います。

まず、操業の期間でございますけれども、(2)に書いてありますとおり、平成26年4月1日から12月31日までとしております。

続きまして、対象の漁業でありますけれども、現在の届出制の対象となっている漁業、これは曳き縄ですとか釣りなどの自由漁が中心になりますけれども、これに都道府県知事管理漁業等の一部を加えることとしております。

太平洋のこの広調委の管轄区域にはクロマグロの漁獲が想定される漁業が各地に存在しております。これまで各都道府県との間で、それぞれの漁業につきまして、管理体制ですとか操業の実態について調査・精査をしてまいりました。

その結果、広域漁業調整委員会に基づきます届出制によって沿岸のクロマグロ漁業は今後承認制に移行しまして、隻数増大の拡大というのを防ぐ観点の体制に移るとしている一方で、隻数管理ですとか、あと、漁獲実績の徴収方法などが今回の承認制と同じ水準で管理されていないと判断される都道府県知事管理漁業等につきましては、今回の承認制の対象としております。

ほとんどの都道府県知事管理漁業につきましては、今回の広調委の承認制の対象外となっておりますけれども、漁業者各自の操業実態に照らしまして、ご不明な点がある場合には水産庁にお問い合わせいただければなと思っております。

そして、資料5-2-2では、4月1日からの承認制に係る委員会指示の案文でござい

ますけれども、これを1ページめくっていただきますと、真ん中あたりに別表1ということで2つの道県、漁業種類名が書いてございます。1つは北海道のまぐろはえ縄漁業、これは海区の委員会指示による承認漁業でございます。もう一つは東京都のかつおまぐろ漁業、これは知事許可漁業でございます。これにつきましては、管理体制が整備されていることから、特に今回の承認制の対象外であるということを明確にしたところでございます。

そして、また、資料5-2の一枚紙に戻っていただきたいのですが、(3)の承認申請の期間であります。これは制度導入の初年度ということもあり、十分な周知期間を設けるべきであろうというふうな判断をいたしまして、本年の12月1日から26年、来年の3月10日までとしております。もちろん、その3月10日まで申請いただくことは可能ですけれども、準備のできている方におかれましては、速やかに承認申請をお願いしたいというふうに思っております。

そして、(4)の承認に必要な書類につきましては、これまでの届出制による考え方等、変更はございません。これまで届出制では漁協などを通じて一覧表に記載する方法、通称「リスト方式」と呼んできておりますけれども、この一覧表方式というのを今回の承認制でも採用することとしております。

具体的には、この資料5-2-2の表紙から3ページ目のところに縦置き承認申請書の頭紙と、もう一ページ、裏面、様式第一号の二ということで、実際に漁業者の方々の情報を書き入れてもらうリスト、一覧表が書いてございます。これが申請書の頭紙にこの様式第一号の二の一覧表を関係書類として付けて申請いただくことを予定しております。

続きまして、5の承認証の交付でございます。今回の承認制では、承認された方々には承認証の交付を予定しております。船名など申請書の記載事項に変更が生じた場合には、この委員会指示の中に入っております様式第三号でありますけれども、変更承認申請書の提出をお願いしたいと思っております。

また、これも各地、各浜からのご要望が多かった事項でありますけれども、承認期間中に承継とする場合には、承認者の廃業届、これも中に様式をつけてございますけれども、廃業届出を添えて申請いただくということを考えております。これは他の広調委の承認漁業と基本的に同様な仕組みとしております。

そして、(6)の漁獲実績報告書の提出につきましては、基本的にこれまでの届出制の記載内容等は変更ございません。この漁獲量の記載につきましては、届出制が始まった当初から漁業者の方々にはいろいろなお手間をお掛けしているところでありますけれども、こ

のデータ自体は太平洋クロマグロの資源状況の分析に使われるデータでもございますので、何卒ご理解とご協力をお願いしたいというふうに思っております。

そして、7番ですけれども、こちらは承認申請、変更承認申請ですとか漁獲実績報告書の提出先でございます。これにつきましても、これまでの届出制と同様でありまして、基本的には申請者のお住まいの都道府県を通じて仙台漁業調整事務所あるいは東京の水産庁管理課にご提出いただくというふうになります。

そして、8番の委員会指示の有効期間でありますけれども、平成25年12月1日から平成27年1月31日までとなっております。今回の委員会指示による操業の期間というのが、平成26年12月31日までとなっておりますけれども、漁獲実績報告書の作成ですとか提出に1カ月ぐらいは要するであろうということから、それを見越しまして、委員会指示の有効期間というのは平成27年の1月31日までとしてございます。

沿岸クロマグロ漁業の承認制についての委員会指示の案文についての説明は以上のとおりでございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

大変細かい内容になっておりますけれども、クロマグロ資源管理に関します重要な第一歩の委員会指示ということでございます。

皆様方からのご意見、ご質問等をお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

宮川委員、お願いします。

○宮川委員

これに関しては、遊漁とマイボートとかというものが入っていないでしょう。

○松岡会長

まずは入っているかどうか、事務局のほう、お願いいたします。

○加藤室長

入っておりません。

○宮川委員

それで、もし登録とる場合、ワッペンか何かを配るという考えはありますか。

○松岡会長

事務局、お願いします。

○加藤室長

遊漁船にということでしょうか。

○宮川委員

違う、全般的に。登録した船としていない船と区別をつけるためにそういうものがないと、船がかたまった場合に結構ごたごたすると思うんだ。うちのほう、結構、遊漁船が多いもので。

だから、組合に入っている遊漁船と組合に入っていない遊漁船がありますので、その区別をきちっとつけていかないとごたごたが起きるんじゃないかなと思って。

○松岡会長

事務局、お願いします。

○加藤室長

先ほどご説明しましたが、今回承認では承認証を交付いたします。その承認証を持っているか、持っていないかというところでご判断いただくということだと思います。

それと、漁業者の方で遊漁船業としてお客さんを乗せて釣りをするという行為に対しては、今回はこの承認の対象外となっておりますので、先ほど申し上げましたけれども、実態調査を今進めているところです。特に遊漁船業については、今後どういう管理ができるのかは、各県、都道府県の関係者の方と今後詰めていきたいと思っております。

○松岡会長

宮川委員、お願いします。

○宮川委員

うちのほう、神奈川の場合は、結構相模湾で遊漁をやっている船が多いんですよ。それで、きっといい日には1人で50から60のクーラー、あの小さいのでいっぱい釣ってくる場合があるわけ。

だから、そういうのをきちっとやらないと、漁業船より遊漁船のほうが余計魚を釣っているから。そういう取り締まりをやるためにワッペンだったらワッペンを許可申請したときに一緒に出して、それを船に貼っておいてもらえば一般の人が見てもすぐわかるんですけども、神奈川県の場合は、マル（○）釣りマークを船に書いておいてもらったり、貼ってもらったりしているんですけども、目で見てもわかるものを張っておいてもらわないと、どの船が持っていて、どの船が持っていないという、注意するにも注意しれない、沖ではそばに船つけて行けないから。

だから、そういう目で見えてわかるものを、有料でもいいから配付しといてもらわないとごたごたするんじゃないのかなと思って。

○松岡会長

事務局、お願いします。

○加藤室長

わかりました。各地域によって漁業と遊漁船業との関係が違うと思います。

今回の承認制の指示で直接ということではございませんけれども、県庁ともよくご相談をさせていただいて、現場で混乱ができるだけないようにいろいろ検討させていただきたいと思います。

○宮川委員

よろしくお願いします。

○松岡会長

ありがとうございます。

その他の委員の方、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが。

高成田委員、お願いします。

○高成田委員

意見がふたつあります。届出制から承認制への変更に賛成をいたしますけれども、この資料の中の7ページ、科学委員会が出されている資源評価、あるいは助言を読む限り、相当危機的な状況という感じで書かれていて、国際的にはそういう認識だと理解しました。それなら、日本は何やるんですかといったときに、届出制から承認制に変えましたということで、もちろん、第一歩というふうに委員長もおっしゃいましたけれども、随分ギャップを感じます。

ですから、承認制は必要条件だと思いますが、これは十分条件なんだろうかと考えてしまいます。やはり、0歳魚をもっと獲らないためには、関連する漁業者の方には申しわけないですが、曳き縄とかまき網とか、そういうところでもっと積極的に対応策をとっていただきたいと思います。承認制で何年かたって、それでも効き目がなかったから、もう少し管理強化をということの間合のかなという感じがします。国際的に見て、これだけ厳しい評価がされている中で、日本の対応としてこれは国際的に評価されるんだろうかということがあります。したがって、承認制への変更は必要条件としてももちろん認めますけれども、これで本当に足りるのかということを真剣に考えていただきたいと思います。

それからもう一点は、先ほどから韓国の問題が出ているんですけども、やはり、資源管理について、日本がより努力をされていて、韓国がより努力をしていないならば、当然、その分について差をつけるべきであって、それは輸入制限を何らかでかけるべきだと思います。放射能などについて、韓国も制限をかけているわけですから、遠慮する必要はないと思います。

韓国と日本で、もしこのクロマグロに対する資源管理の仕方に差があって、それが本当に資源に影響を及ぼすようなことであるなら、当然、ハンディを韓国側につけるべきであって、そういう仕組みをもっと考えるべきだと思います。これに韓国側も賛成してほしいということがありましたけれども、我々はこういうカードを持っていますよ、このままいったらば、ハンディをつけて輸入制限をかけますというぐらいの決意表明をしないと、国際的にも日本の努力というのは認められないのではないかと思いますので、これは意見として申し上げます。

○松岡会長

今2点ご指摘があったわけでございますけれども、最初のコメントで何か事務局からございますか。

○事務局（神谷）

わかりました。承認制に移行するというのだけで十分でないという点は我々も十分認識しております。

今回の承認制への移行というのは、WCPFCで採択される措置に関連して言いますと、資料5-1の最初のページでございますけれども、ここのパラグラフ2の2行目に、「零細漁業を除く」というところに取り消し線を入れております。この部分に相当するのが届出制から承認制に移行するという点にマッチするだけでございまして、これから我々がやらないといけないのは、特にパラグラフ9でございますけれども、来年2月の科学委員会で出される勧告に基づいて漁獲の大幅な削減を含むさらなる措置を講ずることがございます。来年の委員会で決まりましたならば、さらに国内的な措置の検討ということに入る予定になっております。

2つ目の韓国に関する点でございますが、韓国の問題は資源の問題と国内の漁業調整の問題とWCPFCの手続的な問題と3つございます。

まず、資源の問題から申しますと、この資料の2ページでございますけれども、各国の漁獲が入っております。漁獲の大半、7割から8割に関しては日本が漁獲しております。

ですから、国際的に物事をリードしようとするれば、どうしても一番獲っている日本が率先してやっていき、それを他の国が追随するという形をとらざるを得ないというのが事実であろうと思います。

一方で、漁業調整の観点からいたしますと、韓国と日本は同じ水域で漁獲しておりますので、日本が我慢して、それで増えた分を韓国が獲るということには絶対ならないようにしないといけないということがあります。そういった観点で、韓国に対してはあらゆるものを考えながらやっていきたいと思っておりますし、その一つとして、今回、パラグラフの4とパラグラフの5という貿易規制に向けての第一歩につながるものを入れております。措置に違反した漁獲物を流通させてはいけないというのと、漁獲統計証明制度の検討を始めるというものをに入れております。

一気に解決できないという点、確かにいらいらされる部分があるかと思えます。我々も交渉しておりますしそういう部分があるんですけども、これは、今WCPFCの規則で、北委員会は全て満場一致じゃないと規則が決まらないという状況になっております。つまり、一カ国でも賛成しないとなると全てが決まらないという状況になりますので、我々としては百点満点の答えは書けないというのはあっても、それに甘んずることなく、少しでも前進できるようにやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございます。

韓国に対して大変難しい問題があるかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

高成田委員、よろしゅうございますか。

○高成田委員

現状の仕組みの中で韓国に対するいわゆる輸入制限ですね、これは漁業調整とは外れるとは思いますが、それは難しいのかという質問です。

あともう一つは、私、さっき届出と承認を逆に言ってしまったので、ぜひ文言のほうは直していただきたいと思えます。

○事務局（神谷）

現状の仕組みでは韓国からの輸入制限というのはできない状況になっております。むしろ、このパラグラフ4及びパラグラフ5を入れることで少しでもその点が前進するように

という観点でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

そのほか委員の方でご質問等ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本件、説明が終わりまして、ご意見も出たようでございます。

ただいまのご意見等を踏まえまして、本委員会としましては、太平洋広域漁業調整委員会指示第16号、それから指示第17号を原案どおり発動するという事で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○松岡会長

ありがとうございます。

それでは、今後の事務手続上におきまして、部分的な修正、文言の修正等ありました場合につきましては、会長の私にご一任いただきたいと思います。この件についてもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○松岡会長

ありがとうございます。

それでは、事務局は委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。

続きまして、議題を移りまして、議題4でございます。議題4の「ブリ及びカタクチイワシの資源管理について」ということでございます。

この件につきましては、前回の委員会でもいろいろご意見をいただきました。

引き続きの検討課題ということになっておりますけれども、改めまして、その後の状況も含めまして、事務局より資料を用意していただいております。事務局から説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○事務局（猪又）

水産庁管理課の猪又でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

資料6-1で横長の両面カラー刷りの資料を用意しております。「ブリの資源・漁業及び資源管理について(その2)」という資料でございます。「(その2)」とつけましたのは、ご承知の方もいらっしゃるかと思えますけれども、本年3月にブリの資源の状況、漁業の対応及び資源管理の現在の取り組みについて一当たりご説明させていただいたところがございます、今回はその続きという位置づけでございます。

1枚めくっていただいて、資料の構成、まず初めにご紹介いたします。

まず1番目に、これまでの検討の経緯、それから今後の予定について簡単にご説明いたします。その上で、第2に、ブリの資源評価につきましては、今年の新たな資源評価が行われましたので、その変更点につきまして簡単にご説明いたします。そして、第3に、今年の夏に関係県に対してアンケートを行いました。その結果の概要についても簡単にご紹介いたします。第4につきましては、現状の資源管理につきまして、概要を改めてご提示いたしたいと思っております。そして、最後の第5でございますけれども、今後の方向性につきまして、事務局の案をお示しいたしますので、これについてご議論をいただければと思っております。

そうしますと、3ページ目でございますけれども、1枚でこれまでの検討の経緯と今後の予定ということでお示ししております。ご承知の方も多いかと思えますけれども、24年、去年3月ですけれども、水産基本計画におきましては、TAC魚種の拡大について、引き続き検討を行うということをお示ししております。

これを踏まえまして、同年11月、昨年11月でございますけれども、水産政策審議会資源管理分科会が行われまして、TAC魚種の拡大について議論をしたところがございますが、その時点では魚種を追加する必要性は低いということになりましたけれども、この問題については引き続き検討が必要であるということになりました。

こういった議論を受けまして、本年2月から3月にかけて、それぞれの広域漁業調整委員会におきましてブリの資源状況、漁業の実態及び資源管理について私どもから説明いたしましたところがございます。そして、今後の管理のあり方につきまして議論をお返しいただいたという経緯がございます。

この広調委の議論につきましては、その後5月に行われました水産政策審議会資源管理分科会にも報告したところがございます。

そして、その夏でございますけれども、7月から8月にかけて、関係の都道府県に対してアンケートを行って、ブリの資源管理に関します情報及び意見というものを

聞きしたところでございます。これにつきましては、後からご紹介いたします。

そして、この11月、アンダーラインをしております、まさに本日でございますが、今回の会合を含めまして、それぞれの広調委におきましてブリの資源管理に関する今後の方向性についてご議論いただくという予定でございます。今日、議論いただきます。

そして、以降は今後の予定でございますけれども、11月の下旬に今予定しておりますけれども、改めて水産政策審議会資源管理分科会が開かれる予定でございますので、この各広調委での検討状況につきましてもご報告いたしたいと思っております。

また、年が明けますと、もし、よろしければ、各広調委におきましては、この問題について検討を継続いただければと考えておる次第でございます。

そうしますと、4ページ目、開いていただきますと、このブリの資源評価につきましましては既にご紹介したところではございますけれども、改めて新しい知見等につきましましてご紹介させていただきます。この2ポツの部分につきましては、作成に当たりまして水産総合研究センターの協力を得ております。

まず1番目の、4ページ目でございますが、近年のブリの資源の加入は非常に良好でございます、歴史的に見ても最も高い水準にあるという状況でございます。ただし、一番直近の2012年の漁獲量というのは前年に比べて減っておりますので、今後の動向を注視する必要があろうかと思えます。

そうしますと、次のページ5でございますけれども、毎年ブリにつきましても資源評価を行っております。平成25年に行いました資源評価におきましても、ブリにつきましましては、昨年と同じ高位水準、そして増加の傾向というのを維持しております。

ブリの資源の動向ですが、漁業の活動に加えまして、海洋環境にも影響されるということが指摘されております。すなわち、近年の豊漁というのは非常にブリにとって良好な海洋環境に支えられているという知見もございます。また、そのことは向かって左側のグラフにも示されております。

また、向かって右側のグラフも見ていただければと思えますけれども、現時点で漁獲に占める0歳魚、1歳魚の割合が高いという事実もございます。

以上がブリに関する資源評価でございます、基本的には大きな、昨年のものとは基本的に大きな変更はございません。

そして、6ページでございますが、今回、都道府県に対しましてアンケートを行いました。これは、ブリ、それから、後から紹介しますカタクチにつきましましては、沿岸漁業、知

事管理漁業で漁獲されている割合が非常に高いということがございます。

そうしますと、地域の取り組みにつきまして、私どもまだ十分に承知していないところもあろうかと思っておりますので、関係の県に対しまして、ブリの漁業及び漁業管理に関する有用な情報、特に定置網によるブリの漁獲についてどのような取り組みを行っているかということをお聞きすると同時に、②でございますけれども、ブリの管理に関する意見というのをお聞きしました。

特に、県をまたいだ資源をどのように管理すべきか、また、定置網による漁獲をどのように管理できるのかという話、さらに、資源状況が将来的に悪化した場合にはどのような対策を講じるべきかといったことも含めまして意見をいただいたところでございます。

実際問題、7月、8月にかけてましてほぼ全ての都道府県から回答が寄せられたところでございます。詳しくは次のページ以降にご紹介いたしますけれども、非常に多岐にわたる事項につきまして、さまざまな状況、意見が寄せられたところでございます。

ただし、お断りしなければいけないんですけれども、今回いただいたアンケートの表を見まして、個別の項目に対する統計をとる、要するに、賛成が何件あったとか、そういったことというのはちょっと困難であったということがございます。これは、具体的な回答ぶりというのはそれぞれの県の裁量にお任せしている部分がありますので、書いていないところまでこちらの方で勝手に推測するということとはできないということでございますので、その点につきましては今後の課題かと思っております。

そうしますと、7ページ、実際のアンケートの結果の概要を、できる限り抽出した形でまとめてございます、ポイントをまとめてございます。

まず、現行の管理取り組み、今何をしているのかということにつきまして、海区、それから、それぞれの県によって対応状況が異なるといったことがわかりました。ある県におきましては、資源管理指針においてブリを漁獲する漁業種について措置をしているということでございます。具体的にはまた後から補正いたしますけれども、県の管理指針に位置づけているというもの。対して、実際にブリは混獲される程度であって、特段の管理を行っていないという県もございました。

これは特にブリの分布が最近北の方に広がっておりますので、過去に漁獲がなかった地域でもブリの漁獲があるといったことも関連している考えられます。

次ですけれども、漁業の種類あるいは漁法に応じてさまざまな管理措置が行われているということが報告されました。例えば、定置網については、資源管理計画による網揚げの

規制とか休漁の措置等、そういった措置を既に実施しているということがございますし、まき網につきましても、県の許可における制限に加えまして、自主的な休漁を実施しているという報告もございました。そのほか、刺し網、一本釣り等につきましても、資源管理計画に基づき休漁等の自主的な措置を実施しているという報告がございまして、非常に幅広い漁業種類がブリを漁獲しておりますので、漁業種類の特性に応じた措置が今実施されているということかと思えます。

また、漁獲年齢、サイズですけれども、漁獲されるブリの年齢に応じた措置といたしまして、ある県では、調整規則によって小型魚の採捕を禁止しているという報告もございまして、一般にモジャコの採捕を行われている県もございまして、そういった県におきましては、許可及び指導をしているという報告もございました。

すなわち、ブリにつきましても、モジャコから成魚まで漁獲される年齢、すなわち、そのサイズに非常に大きな幅があるというポイントでございます。

そうしますと、次のページ、8ページ目以降は今後の管理のあり方に関する意見ということでございますので、取りまとめております。

その1でございますけれども、まず、一般的、総論的な意見ということでここにまとめてございまして、いただいた意見、ご紹介いたしますと、必要に応じて広域的な資源管理を実施すべきであるという意見、その際に、漁業者の自主的な取り組みを主体とした現行の措置を維持すべきであるという意見、あるいは、現時点では特段の管理の必要性は低いのではないかとといった意見もございまして、ブリの資源管理のあり方につきましては、非常に異なった意見が出されております。

また、指摘としまして、ブリについては年によって漁獲量と漁獲の年齢組成が大きく変動するという指摘もございましたので、例えば、漁獲報告を義務づけて漁獲の動向を把握すべきであるという意見もございました。

同じように漁獲の実態を把握して、年齢別の漁獲尾数の推定精度を高めるべきである、あるいは、海洋環境と資源変動との関係に留意しながら措置の効果を検証すべきであるといった意見、これらは情報収集の必要性、あるいは資源の調査・評価の必要性を指摘するものと考えます。

そして、一番下の方ですけれども、モジャコを含む若齢魚を中心とした年齢ごとの管理が必要という意見もございましたし、そういうものも含めまして、利害関係者の意見を集約できるような体制を構築すべきではないかという意見もございました。

あと、これに関連しましては、養殖ブリ・カンパチの価格への影響を勘案すべきという養殖県からの意見もございまして、ブリにつきましては、全国を通じて非常に幅広い関係者が存在するということがうかがわれました。

次の9ページにいていただきまして、引き続き結果の概要をご紹介しますけれども、これからは各論に関する意見でございます。

まず初めは、県をまたいだ管理につきまして意見をお聞きしました。

まず1つは、国の主導のもとで関係県が連携すべきであるという意見もございました。特に関係漁業による広域的な管理の取り組みをこれから検討すべきであるという意見もございます。

その一方で、各地域の特性に応じた管理を行うべきという意見もございました。公的な規制ではなくて漁業者の実績やルールから検討を始めるべきであるという意見もありました。

いずれにしましても、漁業の種類、あるいは、地域ごとに公平感を持ってもらえるような措置が広域な管理については必要ではないかという意見もございましたので、この点、ブリが広域に回遊することから、地域・漁業のそれぞれの特性を踏まえながらも広域的な管理を行う必要性について、ある程度認識があるのではないかと考えております。

また、特に定置網による漁獲の管理についてでございますけれども、これについてはもうご承知かと思えますけれども、特定魚種を選択的に漁獲しないということは定置網という漁具の構造上難しいという意見、そういう意味では、量的な管理ではなくて質的な管理、例えば、目合いの規制とか休漁等という今年かできるものとしてはないですよという意見、ブリにつきましては、資源状態が悪化すれば自然に入網も減少するのではないかという意見もあわせてございました。

このように、既にご承知のことかと思えますけれども、ブリを漁獲する定置網につきましては、技術的な問題点があるということも報告されたところでございます。

10ページ目でございますけれども、意見、集約の続きでございますが、将来的に資源状況が悪化した際の管理の方途についてということできざまな意見がございます。

そもそも資源状態の良いときからきちんと管理を行って悪化を防ぐべきであるという意見もございましたし、悪化した場合に必要な措置について関係県と漁業団体とで協議する必要があるという意見もございました。

資源状況に応じて臨機応変に対応できる体制を構築すべきだという意見もございました。

し、あるいは、海域ごとの漁獲特性、漁業の特性に応じた対策を講じるべきという意見がございまして、総論といたしましては、資源が悪化した際には何らかの対策を講じる必要性というものが認識されていると考えます。

ただし、具体的な措置に関しましては、非常にいろいろな意見がございまして、ここにございますとおり、当歳魚の保護、若齢魚の年齢ごとの管理、あるいは、産卵親魚の保護、産卵場での漁業の規制、漁船漁業の漁獲努力量を調整すべきだといった話、非常にさまざまな意見が見られたところでございます。

そして、最後に、特に漁獲量の管理に関する意見でございます。すなわち、数量管理に関する具体的な意見がございましたので拾ってございますけれども、まず、TACの設定に当たっては、時期・海域等に即した工夫が必要であるという意見、あるいは、全体にTACをかけるのではなくて、特定の漁業種類あるいはブリのサイズに関して漁獲制限を導入すべきであるという意見、これに対しまして、資源状態が高位であることもありますので、現時点ではTAC等の措置は必要ないという意見もございましたので、TACの導入については現時点で意見が分かれているという状況にございます。

以上がアンケートの結果をまとめたものでございます。

そうしますと、11ページ、次のページでございますが、これは前回の資料でもお示したものを再掲しております。現状の資源管理の体制につきまして、一目で見られるような形にしておりますので、もう一度再掲いたしましたけれども、まず、ブリの資源管理の現状といたしましては、国の資源管理指針の中には、現在のところ、ブリの資源管理については特段の定めはございませぬ。

都道府県の資源管理指針でございますけれども、漁獲のある39都道府県のうち、ブリという種類を魚種別の資源管理の対象と位置づけているのは高知県及び長崎県の2県でございます。これは赤字で書いてございます。

また、ブリを漁獲する漁業種類別に資源管理の対象ということで含めているのは青森県、岩手県など28県ございまして、これは青字で書いてございます。ただし、石川県、島根県、鳥取県、これは白抜きで書いてございますけれども、これも青字ということで含めております。

これが現在のブリの資源管理の体制、現状についての資料でございまして、今ご説明したことを含めると、一番最後の12ページでございますけれども、事務局で作成いたしました今後の方向性に関する案でございます。

一つ一つご紹介させていただきますと、まず第1に、ブリが全国各地で漁獲され、漁獲量も多いということを踏まえ、国の資源管理指針において今後の取り組みの方向性を一般的な形で示すことが望ましいのではないかと考えます。

また、第2でございますけれども、ブリが当歳魚から成魚まで満遍なく多様な漁業で漁獲されているということを踏まえ、各地域・各漁業種類の実態とその管理取り組みの状況が十分に勘案されるべきであるということは言うまでもございません。

そうしますと、3でございますが、今後、海洋環境や漁獲の動向等をモニタリングした上で各地域・漁業の管理等の情報を関係者で共有しつつ、ブリの資源管理について定期的に議論を行っていくことが必要ではないかと考えます。

これらの点を踏まえ、今後ともそれぞれの広域漁業調整委員会を通じて検討を継続しまして、必要に応じて水産政策審議会等に報告していくべきではないかというのが事務局の考えでございます。

とりあえず、資料の説明は以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまブリの資源、漁業及び資源管理についてということでご説明がございました。

この問題につきましては、前回の委員会でも皆様からご議論いただきまして、皆様からご意見等をいただいたわけでございますけれども、その後、事務局のほうで各県へアンケート調査等を行っていただきまして、考え方の取りまとめを行っていただいた次第でございます。

このブリに関しまして、改めて前回委員会以降、皆様方のご意見等、また、ご質問等ありましたらお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

平川委員、お願いします。

○平川委員

このブリに関して大分県、特に愛媛県も加えた中で養殖業が非常に多い、全国で1、2というぐらい盛んに養殖ブリをつくっている中で、その中で、天然ブリは異常に大分県海域発生しているんですよ。

まき網あたりも、現状、ブリは幾らでも獲れるけれども、今言うように、値段的にキロ、60円、70円のもう廃材です。そういう中で、なおかつ、大分県海域ではシラスがブリの餌にされている。

大分県海域にとっては、非常にブリは、どっちかというプラスにならない魚というよ
うな印象が今多いんですよ。

それぞれ県下で違うと思うんですけども、やっぱり、そういう形の中で、大分県漁業
といたしましても、まき網を率先して、安くてもブリを獲ってもらえんかというよ
うな意見も出ている中で、こういう規制ができると、養殖業者にとってもダメージだし、非常に
そういう具体的な数字が出ている中で、大分県としては余りこういう規制に対して今の時
点では賛成はし難いというような意見が出ているんです。

それぞれ各県違うと思えますけれども、確かに資源保護には、県下違う中で、それは実
態的に違う方向性でも私はいんじゃないかと思うんですけども、水産庁のそれぞれの
意見を聞いて、県に持って帰らないといけないものですから、そういう次第でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

アンケートにもございましたけれども、いろんなご意見が出ておるようでございませ
けれども、その他の委員の方、いかがでございましょうか、このブリに関しまして。

いかがでございましょうか。

事務局で用意していただいております資料、5番に「今後の方向性」ということでござ
います。現時点での考え方を取りまとめていただいておりますけれども、皆
様方のご意見等ございましたらお願いしたいと思えますが。

高成田委員。

○高成田委員

今、ブリについては漁獲量が増えているということ、資源量も増えているということで、
このままでいいのかなという気はしますが、今後の方向性として書かれている案につ
いては、これから資源量が減っているというようなことになった時にすぐ動けるよ
うにという
意味でも、この程度のことは認めるべきではないかと思えます。

資源が揺れ動くということはその通りで、数年前は日本海側でかなり資源量が厳しいと
いう声も伺いました。そういう意味でも私はこの案に賛成したいと思います。

○松岡会長

ありがとうございます。

その他の委員の方、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、とりあえず、次のカタクチのほうのご説明、お願いできますでしょうか。

○事務局（猪又）

ご意見、ありがとうございました。

引き続きまして、資料6-2でございます。カタクチイワシにつきましても同じような体裁で資料を用意してございます。

まずは1枚めくっていただいて、2ページ目の資料の構成につきましてはブリと同じでございますので、これ以上繰り返しいたしません。また、3ページ目の「検討の経緯・今後の予定」についてもございますが、これも同じでございます。繰り返しませんけれども、本日の会合を受けまして、各広調委におきまして、カタクチイワシにつきましても資源管理に関する今後の方向性を議論いただきたいという趣旨でございます。

そうしますと、4ページ目以降にまた「資源評価の更新」ということで情報を掲載しております。

カタクチイワシにつきましては、ブリと違いまして系群が3つに分かれます。太平洋系群、瀬戸内海系群、そして、対馬暖流系群、これは日本海側ですけれども、この3つの系群に分かれますので、それぞれの系群ごとに資料をつくっております。

昨年行いました資源評価に比べての相違点でございますけれども、24年の資源水準は中位・減少ということでありまして、太平洋系群につきましては、平成25年、今年の評価も中位・減少という傾向は変わりません。ただし、近年は沖合域の資源分布が減少しているのではないかと指摘もございます。また、太平洋系群におきましては、ほかの系群に比べまして海洋環境の影響により資源が大きく変動するという知見もございます。

これは下の左側のグラフの大きな、歴史的な大きな振れということに代表されております。この点につきまして、太平洋に関してですけれども、シラスの漁業が資源に与える影響は比較的小さいのではないかとこのふうな知見もございます。これは太平洋系群が太平洋に広く分布する中でシラスの漁業は地域的に限定された場所で、規模で行われているということかと思えます。

それから、右の方にカタクチイワシの漁獲量、それからシラスの漁獲量というのを載せてございます。

それから、5ページ目、6ページ目は瀬戸内海系群あるいは対馬暖流系群ですので、時間の都合もございまして簡単に説明させていただきますと、瀬戸内海系群、5ページ目につきまして、平成24年の資源水準は中位・横ばいでした。しかしながら、平

成25年の評価で中位・減少傾向に変更されたところでございます。

また、6ページ目、お願いしたいんですけれども、今度は対馬暖流系群、すなわち日本海側の資源でございますけれども、平成24年の資源水準は中位・減少傾向でございました。これが今年の資源では低位・減少に変更されまして、引き続き注意することが必要かと思っております。

基本的に歴史的な資源量と漁獲の割合、それとカタクチイワシとシラスの漁獲量の推移につきまして、それぞれの系群について最新の資料を載せてございます。

そうしますと、同じように7ページ目以降は都道府県に対して行いましたアンケートの内容でございます。基本的にはブリと同じように実施したところでございまして、特にカタクチイワシにつきましては、4分の3以上が都道府県の漁業で漁獲されているといったこともございますので、シラスを除いた成魚でも4分の3ぐらいが都道府県の漁業で漁獲されているということもございますので、関係都道府県に対しましてそういった情報を求めた次第でございます。

まず、漁業及び漁業管理に関する有用な情報といたしまして、特にシラスを漁獲する漁業の管理についてどのような取り組みを行っているかということについてお聞きしました。

そして、②でございますが、そういったカタクチイワシの今後の管理に関します意見といたしまして、特に県をまたいだ資源をどのように管理すべきか、あるいは、資源状況が悪化した場合にどのような対策を講じるべきかという意見を求めました。

以後はブリと同じですけれども、ほとんどの都道府県から回答をいただきまして、非常に多岐にわたる事項についてさまざまな情報・意見が寄せられたところでございます。

そうしますと、次のページ、8ページ目でございますけれども、また同じようにご紹介いたしたいと思えます。

現行の管理措置の状況でございますが、それぞれの海区、それぞれの県における対応といたしまして、まず、カタクチイワシについては漁獲の実態がない、あるいは、漁獲されても混獲のみであると、そういった理由から特段の管理措置を行っていないという県もございました。

その一方で、県の管理指針や漁業種別の資源管理計画にカタクチイワシの管理に関する措置を盛り込んでいるという県もございまして、関係県の連携を行っているという情報も寄せられたところでございます。

すなわち、それぞれの海区・県におきましてカタクチイワシ漁業の実態が違うことから、

現在はその管理体制もそれぞれに異なっているという情報でございます。

そして、漁業種類別の措置でございますけれども、定置網漁業におきまして目合いの規制、休漁措置等を講じているという情報を寄せられました。また、まき網、船曳網等の漁船漁業におきましても、県による操業隻数等の規制、あるいは漁業者の自主的な休漁等の措置が講じられているということが報告されまして、漁業種類別で見ても操業実態や管理の方法というのは非常にさまざまであるということがうかがわれます。

また、カタクチイワシについてはご承知のとおり、シラスの段階で漁獲されるものがございますので、シラスの漁獲に関しましては、シラスの来遊に応じた操業期間の設定等の措置が実施されているという紹介がございましたし、そのための来遊の調査、漁海況予報を行って情報を共有するといった取り組みを行っているということで、シラスを専門的に漁獲する漁業についても管理の取り組みがなされているという状況でございます。

そうしますと、9ページ目、今度は管理のあり方に対する意見ということでまとめてございますけれども、一般的な意見、総論的な意見といたしましては、国が主体となって資源管理を行うべきであるという意見、これに対しまして、県で既にさまざまな管理に取り組んでおりますので、それで必要十分ではないかという意見、または、漁業者による現在もあるような自主的な取り組みを維持していくべきであるという意見がございますし、現時点では特段の管理の必要性は低いのではないかという意見も寄せられました。

すなわち、カタクチイワシにつきましては、資源管理のあり方に関する基本的な立場、見解が各県・各海域で分かれているという状況でございます。

それから、もう少し具体的な意見でございますが、カタクチイワシの系群によって漁業の実態や利用の状況が異なるということから、全国一律の規制は難しく、その地域や漁業の特性を勘案すべきという意見が寄せられました。

また、瀬戸内海系群につきましては、一部太平洋系群とも関連しておりますので、瀬戸内海系群の管理のためにも太平洋系群の広域的な管理が必要であるといった意見も寄せられまして、こういった地域や漁業の違いに留意すべきであるという意見の一方、資源は広域的に関連しているという事実もございます。

また、カタクチイワシにつきましては資源量が海洋環境に影響され、年による漁場形成の差が大きいということで、資源の状況や漁業の影響について調査・研究が引き続き必要であるということ、またそのためにも漁獲の報告を義務づけて漁業の動向を把握すべきといった意見がございまして、資源の変動要因、または情報の把握といった課題もございま

す。

10ページ目でございますが、資源のあり方に関する意見の続きでございます。特に具体的な項目といたしまして、県をまたいだ管理のあり方について意見をお聞きしましたところ、太平洋は太平洋、瀬戸内海は瀬戸内海といった海区別に広域的な管理が必要であるという意見がございましたし、対して、既に隣県との調整も実施しているところであるので、既存の枠組みでこれからも対応可能であるという意見もございました。

あるいは、県をまたいだ資源管理までは必要ないのではないかという意見も寄せられたところがございます。いずれにしましても、各地域、各漁業で公平感を持ってもらえるような管理が必要ではないかという意見もございました。

このことから、カタクチイワシの資源管理のあるべき規模、スケールについて立場が分かれているといったことがうかがわれます。

しかしながら、資源状況が悪化した際の管理のあり方につきましては、先ほどのブリと同じように、資源状態のよいときからきちんと管理を行って悪化を防ぐべきであるという意見、あるいは、過去の変動の幅を超えて資源が悪化したような場合には、何らかの対策を導入すべきであるという意見もございましたし、その際には関係県と漁業団体で措置について協議すべきではないかという意見がございましたので、資源が悪化した場合には対応をとる必要性については認識されているものというふうに考えます。

ただし、具体的な措置をどのようにとればいいのかということについては非常にさまざまな考えが寄せられまして、例えば、漁獲努力量の削減、休漁の増加が必要であるという話、あるいは、能動的な漁業を主体に規制すべきであるという話、成魚の、親魚の漁獲管理を行って資源を安定化させるべきという話、対しては、シラス、小さい段階での採捕制限を行うべきといった非常にさまざまな考えが出されたところがございます。

そうしますと、11ページ、管理のあり方に関する意見の続きでございますけれども、漁獲量の管理、すなわち数量管理に関する意見をピックアップしてございます。

まず、TACを海域ごとに配分してその海域の中で調整・配分を行うべきであるという意見、資源状況が悪化した場合には、その対応としてTACも考えられるのではないかという意見、あるいは、全体に規制をするのではなくてシラスの漁獲量を規制すべきであるという意見もございましたし、シラスにつきましては、季節季節で発生いたしますので、その発生群ごとにとってもよい漁獲量を、ABCと言っていますけれども、算定して考えるべきではないかといった意見も寄せられました。

その一方で、当県においては漁獲が資源全体に与える影響が低いのでTACは必要ではないという意見もございましたし、現在では漁獲量が安定しており、資源動向と漁獲の関係も明らかでないということから、現時点ではTAC導入には反対であるという意見もございました。

また、あわせて、受動的な定置網による特定魚種の管理、特に数量管理というのは困難であるという意見もございましたし、カタクチイワシについては、稚魚であるシラスから成魚であるセグロまで成長段階ごとにさまざまな漁法で漁獲されるため、漁獲量を管理するというよりも漁獲努力量の管理が適切ではないかという意見も寄せられました。すなわち、数量管理の必要性・実効性に対する疑問や、数量管理以外の別途の措置を求める意見も出されたところでございます。

以上がアンケートの結果でございますけれども、また、ブリと同じように現在のカタクチイワシの資源管理の現状について、一枚紙で示しております。12ページでございます。

まず、国の資源管理指針、現状ではカタクチイワシの資源管理について何の定めも今のところございません。

都道府県の資源管理指針でございますけれども、カタクチイワシ、シラスも含めてですが、漁獲のある34道府県のうち、カタクチイワシあるいはシラスを魚種別の資源管理の対象としているのは、静岡県、大阪府など9府県ございました。また、カタクチイワシを漁獲する漁業種類別の資源管理の対象ということで含めているのは、岩手県、福島県など22府県ということで、カタクチイワシの漁獲量、左側、右側はシラスの漁獲量に応じてそれぞれの県が対応を講じているということで、魚種別に位置づけているということは赤字、それから、漁業種類別に含めていますということは青字で掲載してございます。

これが全国、全体の資源管理の取り組みに関する現状でございます。

そうしますと、一番最後の13ページでございますが、また同じように今後の方向性の案ということでお示ししてございます。

まず第1に、カタクチイワシが全国各地で漁獲され、漁獲量も多いということを踏まえ、国の資源管理指針におきまして、今後の取り組みの方向性を一般的な形で示すことが望ましいのではないかと考えております。

また、カタクチイワシが太平洋、瀬戸内海、そして日本海、これは対馬暖流系群ですがけれども、3つの系群に分かれまして、シラスから成魚まで満遍なく多様な漁業で漁獲されているということを踏まえ、各地域、漁業種類の実態と管理取り組みの状況が十分

に勘案されるべきであります。

そうしますと、今後系群ごとに資源や漁獲の状況をモニタリングした上で各地域・漁業の管理等の情報を関係者で共有しつつ、資源管理につきまして定期的に議論を行っていくことが必要かと考える次第です。

これらの点を踏まえますと、それぞれの海区の広域漁業調整委員会を中心として資源の管理について検討を継続して、必要に応じて水産政策審議会等に報告していくということが事務局の作成した案でございます。

とりあえず、資料につきましては以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまカタクチイワシにつきまして、資源、漁業、資源管理について説明があったわけでございます。これにつきましても、前回の委員会でご議論いただきましたけれども、その後の状況も踏まえて資料を用意していただいております。

委員の皆様方、ご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。

よろしくをお願いします。

特にございませんか。

前回の委員会でもいろいろご意見もいただいたわけでございますけれども、そういった点も踏まえて今回資料を用意していただきました。

ブリと同じように、最後のページには今後の方向性（案）という形で現状をまとめた資料がつけられております。この点につきましても、よろしゅうございますでしょうか。

何かご意見、ありましたら……

高成田委員、お願いします。

○高成田委員

この資料を見ると、太平洋と瀬戸内海と対馬とそれぞれグラフの書き方が違うなと思いました。気になるのが太平洋のところで、中位・減少という傾向が出ているので、この全体の案文は結構だと思いますけれども、太平洋としてはもう少し注視するところを考えるとはいかがかなと思います。

あと質問なんですが、カタクチイワシが減っていますが、これはカタクチイワシの波の次にイワシの波が来るといった、大きな波の変化というのが予測されるのでしょうか。

○松岡会長

それにつきましては、大関センター長、お願いします。

○大関センター長

高成田委員のご指摘のとおりでございます。

漁獲量でははっきりしませんけれども、イワシ、カタクチイワシ、サバの資源量を年代を追ってプロットしていると、最近年になって、過去に見られたような変化がこれから起きるのではないかとかがわせるようなシーンも出てきています。

これは私見でございますけれども、カタクチイワシ太平洋系はこれからますますもう少し減るのではないかと考えています。ですから、何人かの研究者がかねてから提言しているところでございますけれども、カタクチイワシ、マイワシ、サバを単独で考えるのではなくて総合的に考えて、特に大量に獲っております大中型まき網の操業をどう考えるかということもご検討いただけると、将来的には非常に重要だというふうに思っているところでございます。

○松岡会長

ありがとうございます。

そのほかの委員、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

特にございませんでしょうか。

それでは、加藤室長、お願いします。

○加藤室長

長時間の説明になりまして申しわけございませんでした。

当方の結論としましては、今後の方向性のところに書いてあるとおりでございます。また、今の高成田委員からもご指摘がありましたように、系群によっては動向を十分注視しなければならないと思います。

方向性の3に記載しましたとおり、今後の動向を十分把握した上で各地域の状況、あるいはその管理のあり方について、定期的にといいますか、必要に応じ状況判断しながら議論を行っていきたいと思います。

また、その議論の場としては、この広域漁業調整委員会が総合的なものだと思いますけれども、やはり、今日お話しした魚種につきましては、地域性の非常に強い魚種でもございます。それぞれの関係県との協議も継続して行いながら進めてまいりたいと思っております。

確認でございますけれども、本日のブリとカタクチにつきましては、今月末に予定され

ております水産政策審議会に各広調委でご議論があったことをご報告させていただきたいと思ひます。

広域漁業調整委員会は、この太平洋の後、瀬戸内海、日本海・九州西と続いてまいりますので、各海区の意見を集約してご報告することをお願いしたいと思ひます。

○松岡会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまのカタクチ、それから、先ほどのブリを含めまして、今、加藤室長からございました、今後、引き続きこの委員会でも継続して検討していくということがございますけれども、さらに報告を水産政策審議会に改めてこの委員会での検討状況を報告いただくということによろしゅうございますね。

特にこの議題につきましてご意見がなければ終わらせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題5でございます。時間も若干超過しておるわけでございますけれども、次の議題5の「その他」に移らせていただきます。

3点ほど事務局から報告事項があるとのことでございます。

まず、資源管理の漁業経営安定対策の実施状況、それから、平成26年度の資源管理関係予算の概算要求の概要、この2点について事務局から説明をお願いしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○事務局（城崎）

それでは、私から資料7に基づきましてご紹介いたします。

ご案内のとおり、従来の資源管理計画は資源管理・漁業経営安定対策の下支えによる資源管理指針・資源管理計画体制のほうに移行をしております。資料7は本年の3月末現在の都道府県管理漁業における管理計画の策定状況でございます。表中の全部で11の漁業種類につきまして計画数が1,691件、参加者数が5万6,933経営体となっております。

そして、裏の面は、こちらは大臣管理漁業についての状況でありまして、14の漁業種類におきまして計画が策定されており、1,023隻がこの計画に参加しているという状況でございます。

国としましては、今後とも資源管理計画の策定や見直しなど、漁業者の資源管理に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料8によりまして、平成26年度の資源管理関係の概算要求の状況についてご説明をいたします。

資源管理・漁業経営対策全体像としますと、約460億円余が積み上がっているという状況でございます。

そして、資源管理に直接に関わるものとしましては、2番の資源管理体制推進事業と、もう一ページめくっていただきます裏面には、3番として資源管理指針等推進事業というこの2つがございます。

前段の資源管理体制推進事業は都道府県が資源管理指針の見直しですとか検討ですとか、都道府県が設置をいたします資源管理協議会が履行確認など行ったりする、そのための経費でございます、約4.2億円が計上されております。

そして、裏面の3番の資源管理指針等推進事業につきましては、こちら主に大臣管理事業につきましてでありますけれども、資源管理計画の見直しを行うときに漁業者協議会を開催する、そのための開催費用ですとか、資源管理計画を作成、あるいはその評価、見直しをするときの必要な調査経費、そういうことにつきまして4,700万円の要求額というふうになっております。

このほかに共済掛金の補助ですとか、積み立てプラスに対する支援などがあるわけがございます。今後は国会でご審議いただくこととなりますけれども、概算要求の状況は以上のとおりでございます。

そして、資源管理を下支えします共済制度につきましては、ぜひとも積極的な活用をお願いしたいというふうに思う次第でございます。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいま2点、事務局から報告事項が説明されました。

何かこの点につきましてご質問等ありましたらお受けいたします。

よろしいですか。

それでは、もう一点報告事項がございます。

最後に3点目、水産物の放射性物質調査について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○事務局（村主）

水産庁漁場資源課の放射性物質の調査を担当している村主と申します。座って、資料9を用いて説明いたします。

今日は水産物の放射性物質調査についてということで、現状における取り組みと検査状況、その結果について簡単に情報提供させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、水産物の調査の枠組みですが、基本的立場になりますが、当然のことですが、国民に安全な食品を安定的に供給することが基本であります。そして、各組織がばらばらに動くのではなくて、関係自治体、漁業関係団体や厚労省などの関係省庁と連携していくことが重要でございます。

水産物の放射性物質の調査は、原子力災害対策本部で策定された「検査計画、出荷制限等の品目区域の設定・解除の考え方」に基づいて、基本的には各自治体を中心になって調査計画を策定し、調査を実施することになっています。

漁業関係団体におかれましては、そのサンプルを採取していただき、検体を提供していただくという流れになっております。

基準値については、根拠法令の食品衛生法に基づき、食品中の放射性物質に関する基準値を100Bq/kgと設定されております。そして、基準値を超えて複数の地点に広がりが見られる場合は、原子力災害対策本部、本部長は総理大臣になりますけれども、総理大臣名で食品の出荷制限の設定・解除の指示を各都道府県知事宛に発出することになります。そして、各都道府県が出荷制限の実施を行います。

一方、1検体しか基準値超えが見つからなかったという場合は、まずしっかり調査をすることを前提に、自治体による出荷自粛をとります。そして、調査を強化し、動向を把握し、広がりが見られない場合は各自治体の判断で自粛の解除となります。

水産庁としましては、これらの調査に当たって助言や出荷制限の実施、自粛解除に関する助言のほかに検査の分析費などの支援を行っております。

ページをめくっていただいて、水産物の調査結果①ですけれども、水産物については、食品としての安全を確保する観点から、関係自治体と漁業関係団体と連携し、平成23年3月24日から放射性物質の調査を実施しております。

今年の9月末現在で延べ39,133検体の調査をしてきました。平成24年度においては100Bq/kgの基準値を超えた品目は56品目でしたが、平成25年9月末日現在では、基準値を超え

た品目は33品目となっております。

現在基準値を超えている魚種は、海産魚においては主に底層のアイナメ、ヒラメ、カレイ類やメバル類、コモンカスベ、マダラなどと20品目となっております。淡水魚においては、イワナ、ヤマメなどの13品目となっております。

続きまして、水産物の調査結果②ですけれども、福島県における調査結果になります。震災後の3月24日から6月末日までに100Bq/kgを超える割合が53%になっていましたが、事故後1年間でその割合は半減し、その後も基準値を超える割合は低下を続けております。直近の7月から9月期においては、基準値超えの割合が既に2.2%まで下がっております。

福島県では平成25年度の調査する検体数を増やしてございまして、海況にもよりますが、海産魚はおおむね週10検体ほど増やしており、160検体ぐらい毎週、調査を実施しております。

基準値を超える魚種はもう絞られており、最近、よく超過するのはシロメバル、コモンカスベ、アイナメで超過が、よく見られます。それ以外のヒラメ、カレイ類やメバル類などは基準値を超える割合はかなり少なくなっております。

続きまして、水産物の調査結果③ですけれども、福島県以外において基準値を超えている割合についても徐々に低下し、今年の7月－9月期には0.5%を切っております。平成25年4月から、今年の4月に入ってから福島県以外で基準値を超えている海産魚類はクロダイ、コモンカスベ、スズキ、ヒラメ、マダラの5品目となっております。

基準値を超える検体については、海の生態系の中でも結構上位にいるものと底にいるもの、そして雑食、何でも食べるような魚について基準値を超えて検出される傾向がある状況です。

淡水魚については、イワナやヤマメなどのサケ類やコイ、フナなどの12品目で福島県以外では基準値を超えております。

このように基準値を超える魚種が大分絞られてきており、少なくなってきたという状況にあります。

次に、水産物の調査結果④ですけれども、具体的な種類別ごとの傾向を見てみますと、イカナゴやシラスのような表層魚については、震災直後は本当に100Bq/kg超えが出ていましたが、現在はほとんど検出されていません。イカ、タコなども出ておりません。

回遊魚についても、震災直後ではブリが3検体ほど100Bq/kgを超えていましたが、それ以外のサンマ、シロザケ、また、ここでは掲載していませんが、カツオ、マグロ類におい

ても基準値を超えるようなものはございません。

次に、水産物の調査結果の⑤になりますが、エビ、カニ類の甲殻類については、震災直後からほとんど放射性セシウムは検出されていません。貝類及び海藻類は、当初100Bq/kgを超えていましたが、現在はほとんど検出されない状況になっております。

カレイ類については、こちらは最初はすごく高い値が出て、今でも基準値を超えるような検体が若干出ておりますが、カレイ類においても、最近福島県以外では検出されていない状況にあります。ヒラメについては、福島県以外で基準値を超えたものが今年5月に1検体見つかりましたが、それ以後は調査検体数を強化してまいりましたが検出はされていない状況になっております。

次に、淡水魚ですが、養殖については、この事例ではイワナ、ヤマメなのですが、養殖については事後直後から基準値を超える検出は出ておりません。天然物については、未だに高い数値が出ているという状況になります。

これは浸透圧に違いがあり、海産魚は魚よりも海水のほうが塩分濃度が高いので、基本的に水と一緒に放射性セシウムが体外に排出されやすいのですが、淡水魚は海水魚と全く逆になっていきますので、水と一緒に放射性セシウムを飲み込んで体外に排出しづらいという特徴があるということです。

最後になりますが、このような調査結果について、消費者への情報提供について、これらの検査結果の詳細は水産庁のホームページに随時新しい情報を更新し、消費者等に対して正確でわかりやすい情報提供を実施しております。消費者や流通業者に対しての説明会も随時実施しているところです。

最後に、東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水の漏えいに関し、漁業関係者のみならず消費者の皆様にも不安を与えている状況にあります。

この汚染水問題を一日でも早く解決するために、9月3日に原子力災害対策本部において「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」が発表されました。

本基本方針において、風評被害を防止するために海域環境等のモニタリング強化と放射線量の状況の正確で迅速な情報提供を国際社会も含めて行うことということが記載されました。

従来より検査計画、出荷制限等の先ほど申しました考え方にに基づき、食品としての水産物のモニタリングを実施し、比較的数値の高い魚種に重点を課しつつ、検査を強化してき

ております。

しかし、今般たび重なる汚染水問題を受け、これらの高い値が検出された魚種・時期等を踏まえてモニタリングを強化するように、9月中旬に関係県に向けてお願いをしているところであります。

汚染水問題は日本国内のみならず、近隣諸外国からもご指摘を受けており、これらに対応するため、水産庁としては新しい資料を作成し、英語のほか中国語、韓国語に翻訳し、水産庁のホームページで紹介しているところであります。

水産庁としても引き続き水産物の信頼確保のため、関係都道府県や関係業界団体と連携し、放射性物質調査を実施するとともに、速やかな情報提供に努めてまいりたいと思います。

簡単ではありますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○松岡会長

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

今の説明に全く問題はないんですけれども、私は以前ここで検体を、魚を測るための機械、まだ全然開発されていないので、この石巻辺りでベルトのものが学校側と一緒に開発したなんていうニュースが流れていたんですけれども、今の試験操業の検体数で検査して、その検査している時間が夜中まで掛かっているんですね、たったあれだけの検体を測るのに。

もうちょっと速やかに検体、検査をできないのかなと毎日試験操業やる度に思うんですけれども、この辺の機械の開発はその後全然進んでいないんでしょうか。

○松岡会長

室長、お願いいたします。

○加藤室長

検査機器の開発につきましては、今、福島でやっているのはオートチャージャーというものの、大分スピードアップはしてきたと思いますけれども、なかなか被破壊的なのとか、コンベアを通すだけでというところにはまだ技術開発は至っていないというふうに聞いております。

ただ、検査の効率化は非常に重要なことですので、水産庁の関係課も福島に何

回もお伺いをして県庁と今いろいろ検討を進めているところでございます。

また何かあればご報告したいと思います。

○松岡会長

ありがとうございました。

その他の委員の方で何かご質問等ございますでしょうか。

特にございませんか。

それでは、この問題、水産庁さんも大変ご苦労されていると思いますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上で本日の議題が全て終了いたしました。

せっかくの機会でございますので、何か皆様方、ご意見等ございましたらご発言をいただきたいと思ひますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、この辺で意見交換を終了させていただきたいと思ひます。

事務局におかれましては、本日ご発言いただきましたご意見等を踏まえまして今後の委員会の事務手続、それから委員会の運営に活用していただければと思ひます。

それでは、引き続き、次回の委員会の開催予定について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（城崎）

次回の開催ですけれども、例年どおり、来年の2月から3月ごろに次回の委員会を開催したいと考えております。また、日時や場所につきましては、各部会との関係もごましますから、会長及び委員の皆様方のご都合をお聞きしながら、追ってまたご相談させていただきますと思ひております。

その際には、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○松岡会長

今回は例年どおり来年の2月から3月ということで予定されておるということでございます。委員の皆様方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の委員会はこれにて閉会したいと思ひます。

委員各位、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力及び貴重なご意見を賜りましてまことにありがとうございました。

なお、議事録署名人に指名させていただきました三重県の掛橋委員、農林水産大臣選任

委員の宮本委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これもちまして、第19回太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会